

基準第35条の解釈通知は

だれのため？ なんのため？

ユニット型特別養護老人ホーム設置基準（抜粋）

○居室は共同生活室に近接して一体的に設けること

＜解釈通知＞

ア. 共同生活室に隣接した居室

イ. アの居室と隣接した居室

ウ. そのほか共同生活室に近接した居室



広すぎて落ち着かない共同生活室



認知症の人たちにとっては より家庭らしい雰囲気と心地よい空間が大切



ユニット型特養 設置基準の起源



それは現場に立つて感じることからスタートすること。まず今、施設をご利用されているお年寄りの方々のさみしく不安な気持ちに気づくこと。そこにいかに寄り添うのか、そして伝えるのかという。まさに私たち職員の役割への気づきです。そして願いを叶える必要を現実のものとする覚悟です。今までは施設の常識となっていた業務という職員の側の考えではなく、生活を営むお年寄りの立場から考えようとする考え方（理念）を実践する覚悟です。

「理念の気づきから築きへ」のまさに「きづきのプロセス（ジャンプ）」がユニットケアなのです。ではなぜ、ユニットケアが「理念の気づきから築きへ」なのでしょう。ユニットケアを展開し伝えていく上で、自分の行ったことを大切にしたいし、守りたい気持ちは自然なこと、方法や形から入ると、そこそここだわり付けにもなってしまう心配があります。ですから次を担う人たちに伝えていくのは方法や形ではなく、大切な理念の伝承、むしろ形を消化させていくことを期待します。だからユニットケアは「理念の気づきから築きへ」なのです。

生き物として比較的弱い人間がさまざまな危険や困難に生かされ、今までの長い歴史を生きて来ることができたのは、互いに身を寄せ合い、庇い合い助け合ってきた歴史が人間の歴史といえること。助け合ってきた歴史が人間の歴史といえること。人間の最大の知恵である支えあって生きていくこと、まさにユニットケアが豊かな今の時代に登場したことの意義を考えさせられてしまうのです。

あらためて私たちが関わることを通して相手の存在感が高められること、そこから私たち自身の存在が高められていく、まさにケアの意味深さを感じさせられるのです。ユニットケアが、失われつつある人間の最大の知恵を今の時代に活かしていく気づきから築きへの取り組みとして広がって深化する、そんな期待も広がるのです。

（望ましい多様な生活空間の確保例）

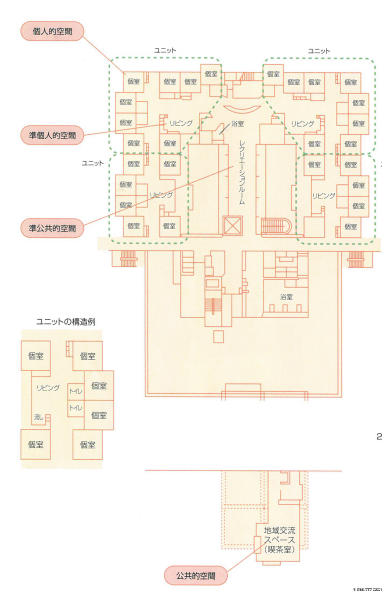
個人スペース	個人的空間（個室）	入居者個人の所有物を持ち込み、管理する空間
	準個人的空間	個室の近くにおいて、少数の入居者が食事や談話に利用する空間
公共スペース	準公共的空間	多数の入居者を対象に、リハビリテーション等のプログラムなどが行われる空間
	公共的空間	地域住民にも開かれ、入居者と地域の交流が可能な空間

ようにする。夫婦などが2人部屋として利用できる構造とすることは可。

(3) ユニットケアとする
○10人前後をユニット（生活単位）とするユニットケアを原則とする。
○簡単な調理、食事、談話などを通じて交流が図られるよう、ユニットごとに共用スペースを設ける。

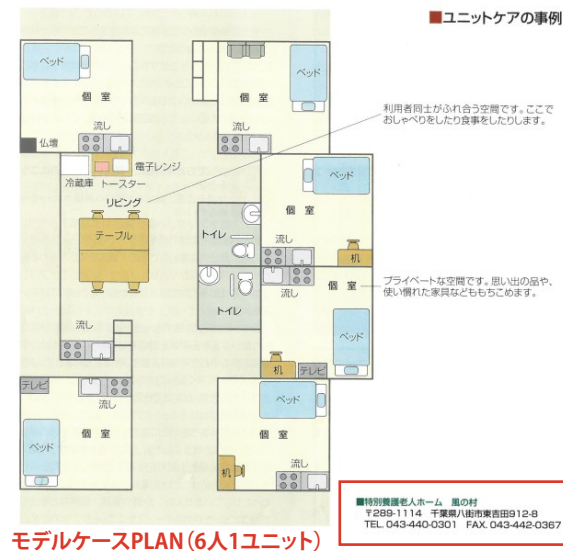
※ 個室・ユニット化に伴い、静養室や面会室は不要とするほか、一定の要件の下で廊下幅の見直しを行うものとする。

全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホームの構造例



3. 費用負担の考え方
(1) 施設整備費助成
○平成14年度から、新設特養に対する施設整備費補助を導入するものとする。
なお、設置準備の状況を勘案して、数年間は新設と従来型の両者から選択できるものとする。
○新設特養に対する施設整備費補助においては、施設内の公共スペース部分及び事務室等の管理部分について助成対象とする。
○既存施設の改築等を行う場合は、新設特養に対する評価の状況も踏まえつつ、上記の考え方に準じた取扱いとする。

(2) 利用者負担等
○新設特養の入居者は、居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストに係る費用を負担することを基本とする。（平成15年度から）
※ 負担するホテルコストは、個人スペースに係る建築費用・光熱水費等に相当する額とする。なお、各施設における算定ルールを明確にするともに、利用者への説明と同意の手続きを義務づけるものとする。
○低所得者の個室利用が阻害されないよう、低所得者についてはホテルコストの負担軽減を行うこととし、具体的には新設特養に対処した介護報酬体系を設ける中で、その配慮を検討する。



モデルケースPLAN (6人1ユニット)

〒289-1114 千葉県八街市東田912-8
TEL 043-440-0301 FAX 043-442-0367

モデル施設 基準階 (6人1ユニット・8人1ユニット)

ユニット形態History

自治体向けセミナー「ユニットケアに関する研修」
共同生活室と居室の関係について指摘

共同生活室と居室の関係（基準関係2）

■基準

居室は・・・、当該ユニットの共同生活室に近接して、一体的に設ける。一ユニットの入居定員は、おおむね10人以下。

■解釈通知

近接して一体的に設けられるとは・・・

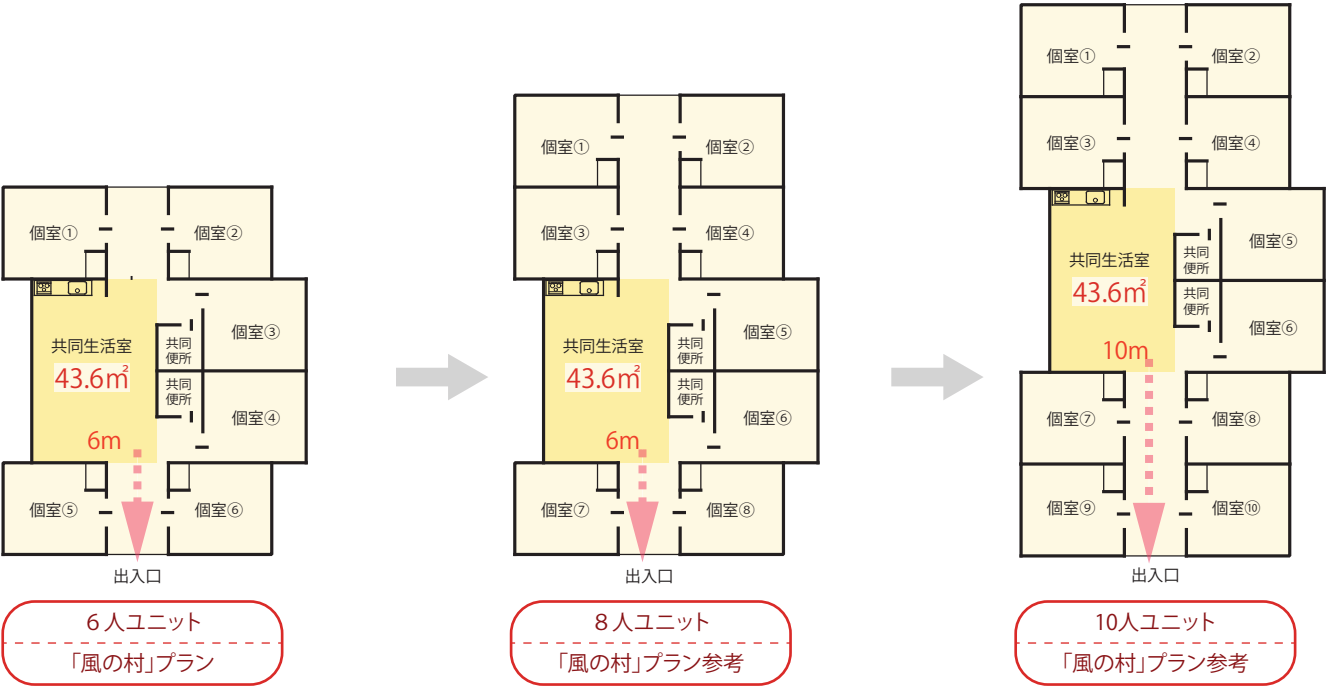
ア 当該共同生活室に隣接している居室

イ アの居室と隣接している居室

ウ そのほか共同生活室に近接して設けられている居室

「近接」の明確な定義はない。各自治体に委ねられている。

※各自治体によってばらつきがあり、
自治体によっては問わない場合もある



現状の実態に合せると...

- ・ユニット定員（10人）
- ・ユニット内に「脱衣室・浴室・汚物洗濯室・職員室等」があることが望ましい



共同生活室と居室の「近接」

認知症の人と家族の会

ユニット型特別養護老人ホームは、居室と共同生活室の位置について「近接」するよう定められています

ユニット型特別養護老人ホーム設置基準（抜粋）
○居室は共同生活室に近接して一体的に設けること
＜解釈通知＞
ア. 共同生活室に隣接した居室
イ. アの居室と隣接した居室
ウ. そのほか共同生活室に近接した居室

（１）一般例

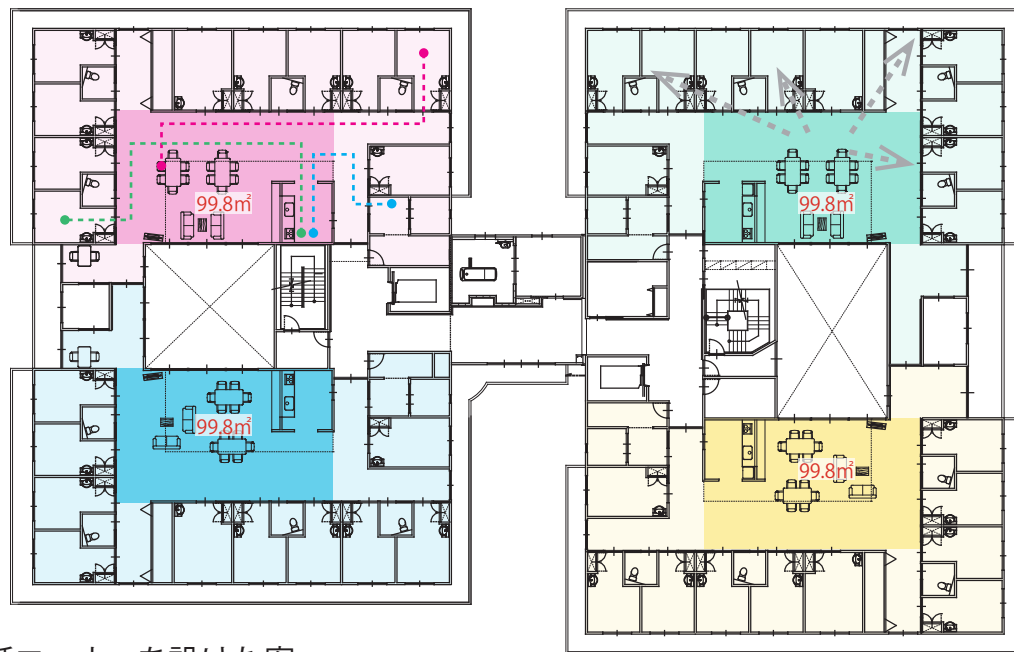
解釈通知のアとイだけの基準で設計すると、よく見られる一般的なプランとなります。

このプランは、共同生活室から個室がまる見えで、スタッフにとっては管理しやすいですが、利用者にとってはいつも見られているようで落ち着かない空間です。

共同生活室もだだっ広くなり、住宅スケールから逸脱しています。

-● 利用者動線（居室⇄共同生活室）：22m
-● 職員動線（居室⇄キッチン）：24m
-● 職員動線（脱衣室⇄キッチン）：14m

共同生活室：99.8㎡



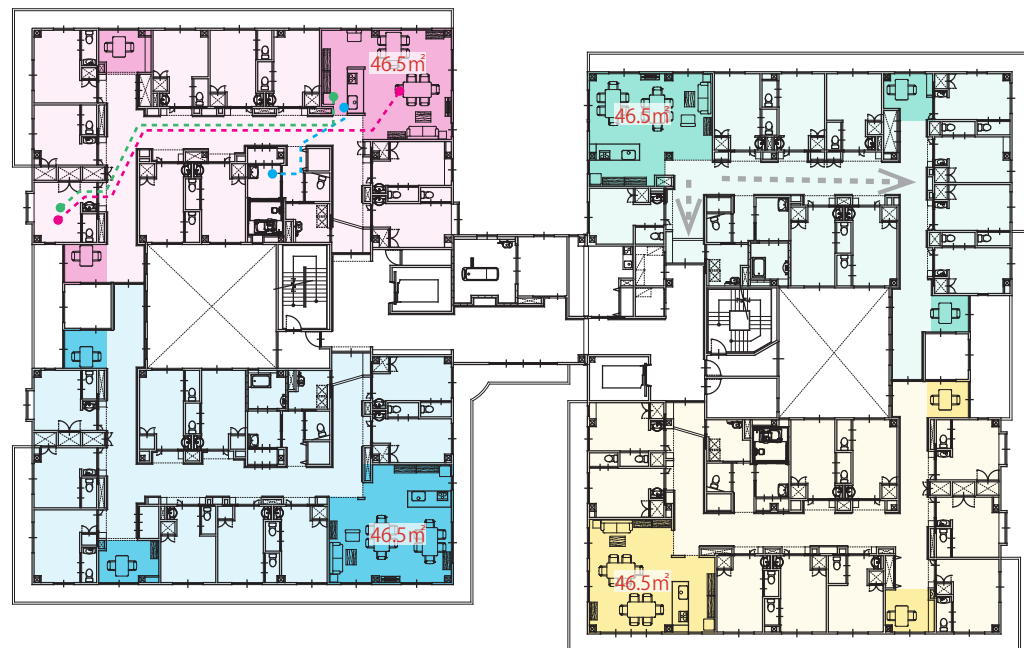
（２）談話コーナーを設けた案

解釈通知のウの基準を使うことで、談話コーナーを設けることで柔軟性をもったプランをつくることができます。

よく、「動線が長くなるのではないか」「死角が多いので危険ではないか」と指摘されます。しかし、図面を比べると動線の長さはさほど変わりません。死角が多い空間ですが、その分利用者にとっては逃げ場所があり落ち着く空間となります。

-● 利用者動線（居室⇄共同生活室）：24m
-● 職員動線（居室⇄キッチン）：22m
-● 職員動線（脱衣室⇄キッチン）：8m

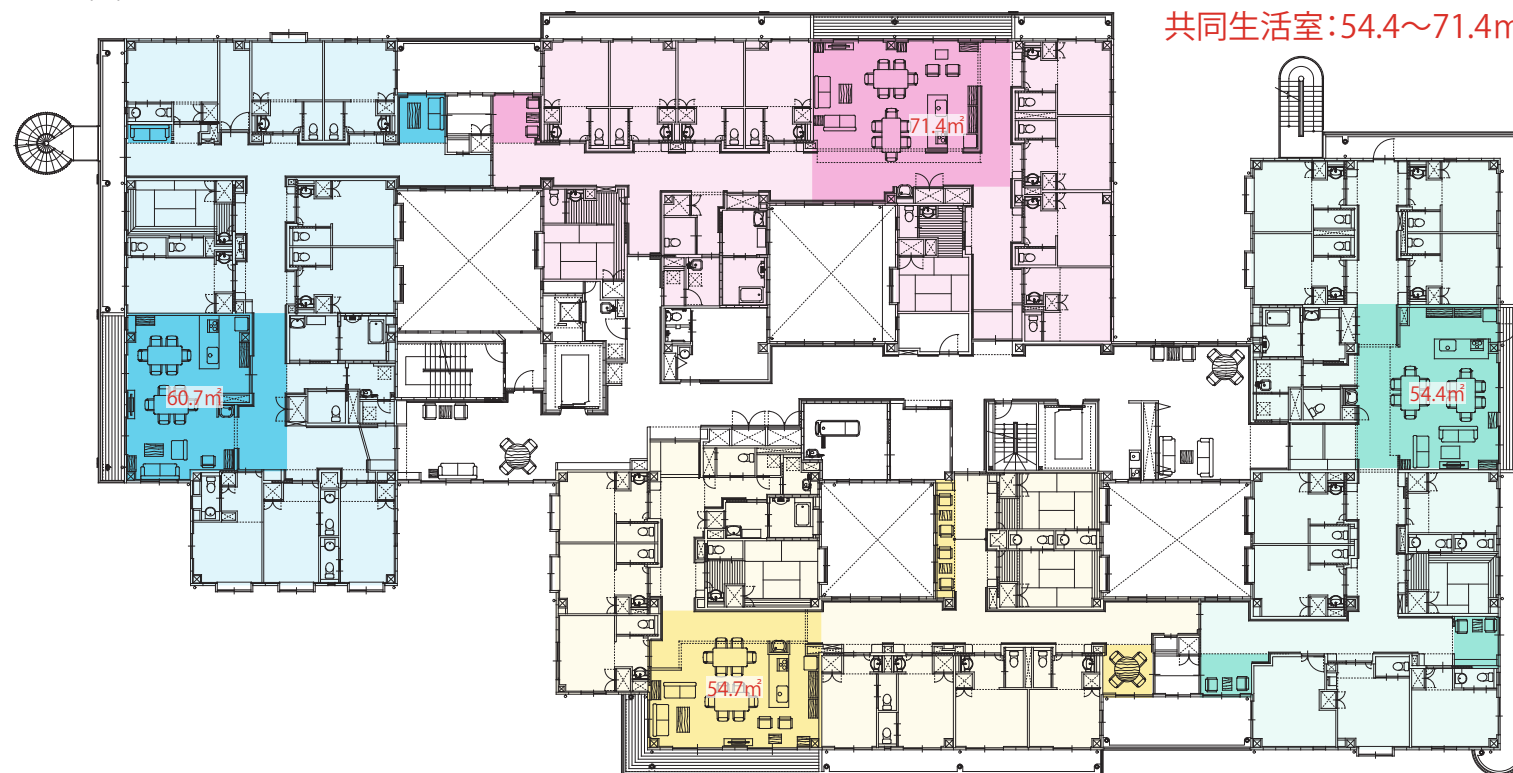
共同生活室：46.5㎡



多床室従来型から個室ユニット型へ建替えた施設では

(社)岡山中央福祉会「中野けんせいえん」(岡山市)

共同生活室：54.4～71.4㎡



死角が多く、見守りが難しいのではないかな？

「見通しが良い」＝「見守りできる」とは限らない。

建替え後の3か月～半年はスタッフも慣れるのに大変だったが、だんだん利用者のことがわかるようになり、利用者の行動パターンがみえてきた。実際、見守りが必要な人は限られているのでその人に対しては特に注意したり見守り頻度を増やすなどして対応している。見守りを徹底するには人員を増やすしかない。

見守りをハードで解決しようとする、鍵をかけたり、ドアを開け放したりする。結局拘束に繋がる。とにかくソフトでなんとかするしかない。

見守りは近くにいないと意味がない。例えば利用者がこけそうになったのを見ても、近くにいないとさっさと助けることもできない。見通しが良いからと言って、危ないときには助けられない。

施設長

個室に全てトイレがついていますが、重度化する特養では必要ないのでは？

最初は「特養なので全個室に必要なのでは」という意見があったが、現在はほとんどの利用者が個室のトイレを利用している。施設を30年以上使うことを考えても、あってよかったと思っている。

施設長

今後求められる施設像は？

とにかく「自分が入りたい」と思える施設をつくらなければならない。今までは経営者が施設をつくるときに「自分が入りたい」と考えていないものが多すぎた。

今後、特養でも空床が増えてくることを考えても、競争に勝てる質の良い施設をつくらなければならない。

施設長